

令和5年3月
大竹市議会定例会（第2回）議事日程

令和5年2月27日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		会期決定について	
第 3	議案第 5号	令和5年度大竹市一般会計予算	予 算 説 明 (一 括)
第 4	議案第 6号	令和5年度大竹市国民健康保険特別会計予算	
第 5	議案第 7号	令和5年度大竹市漁業集落排水特別会計予算	
第 6	議案第 8号	令和5年度大竹市農業集落排水特別会計予算	
第 7	議案第 9号	令和5年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算	
第 8	議案第10号	令和5年度大竹市土地造成特別会計予算	
第 9	議案第11号	令和5年度大竹市介護保険特別会計予算	
第10	議案第12号	令和5年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算	
第11	議案第13号	令和5年度大竹市水道事業会計予算	
第12	議案第14号	令和5年度大竹市工業用水道事業会計予算	
第13	議案第15号	令和5年度大竹市公共下水道事業会計予算	
第14	議案第16号	副市長の選任の同意について	即 決
第15	議案第17号	教育委員会委員の任命の同意について	即 決
第16	議案第18号	大竹市子ども医療費助成条例の制定について	生活環境付託 生活環境付託
第17	議案第20号	大竹市附属機関設置に関する条例の一部改正について	
第18	議案第23号	大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	生活環境付託 (一 括)
第19	議案第24号	大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	生活環境付託
第20	議案第25号	大竹市認定子ども園設置条例の一部改正について	生活環境付託
第21	議案第26号	大竹市国民健康保険条例の一部改正について	生活環境付託
第22	議案第37号	権利の放棄について	生活環境付託
第23	議案第19号	地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	総務文教付託
第24	議案第21号	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務文教付託 (一 括)
第25	議案第22号	大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務文教付託

第26	議案第28号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	}	総務文教付託
第27	議案第31号	大竹市マロンの里の指定管理者の指定について		総務文教付託
第28	議案第27号	大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	}	総務文教付託
第29	議案第29号	大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について		生活環境付託 (一 括)
第30	議案第30号	大竹市地区集会所の指定管理者の指定について	}	生活環境付託
第31	議案第32号	市道路線の廃止及び認定について		生活環境付託
第32	議案第33号	令和4年度大竹市一般会計補正予算(第9号)	}	総務文教付託
第33	議案第34号	令和4年度大竹市水道事業会計補正予算(第2号)		生活環境付託 (一 括)
第34	議案第35号	令和4年度大竹市工業用水道事業会計補正予算(第1号)		生活環境付託
第35	議案第36号	令和4年度大竹市公共下水道事業会計補正予算(第2号)		生活環境付託
第36	令和5年陳情第1号	事業系ごみ処理に係る陳情		生活環境付託
第37	令和5年陳情第2号	フェリー無料乗船券と居住地周辺市道舗装について		生活環境付託

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 議案第 5号から日程第 15 議案第 17号(説明・継続・質疑・表決)
- 日程第 16 議案第 18号から日程第 22 議案第 37号(説明・質疑・付託)
- 日程第 23 議案第 19号から日程第 27 議案第 31号(説明・付託)
- 日程第 28 議案第 27号(説明・付託)
- 日程第 29 議案第 29号から日程第 30 議案第 30号(説明・付託)
- 日程第 31 議案第 32号(説明・付託)
- 日程第 32 議案第 33号(説明・付託)
- 日程第 33 議案第 34号から日程第 35 議案第 36号(説明・付託)
- 日程第 36 令和5年陳情第1号(付託)
- 日程第 37 令和5年陳情第2号(付託)

○出席議員(16人)

1番	賀屋幸治	2番	末広天佑
3番	藤川和弘	4番	原田孝徳
5番	小中真樹雄	6番	中川智之
7番	小田上尚典	8番	北地範久
9番	西村一啓	10番	和田芳弘

11番 網谷 芳孝
13番 山崎 年一
15番 細川 雅子

12番 児玉 朋也
14番 日城 究
16番 寺岡 公章

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市長
副市長
教育長
総務部長
市民生活部長
健康福祉部長兼福祉事務所長
建設部長
建設部地籍調査担当部長
上下水道局長
消防長
総務課長併任選挙管理委員会事務局長
企画財政課長

入山 欣郎
太田 勲男
小西 啓二
佐伯 和規
中村 一誠
三原 尚美
山本 茂広
小田 健治
古賀 正則
小田 明博
柿本 剛
三井 佳和

○出席した事務局職員

議会事務局長
議事係長

三上 健治
北 修治

会期決定について

令和5年3月大竹市議会定例会（第2回）の会期を、次のとおり定める。

令和5年2月27日提出

大竹市議会議長 賀屋 幸治

自 令和5年2月27日

26日間

至 令和5年3月24日

会期日程表

期 日		会 議		付 記
月 日	曜	本会議	委 員 会	
2. 27	月	本会議		・開会 ・会期決定 ・当初予算説明 ・一般議案上程（即決・付託） ・陳情上程（付託） ・散会
			総務文教委員会	付託案件審査
28	火	休 会		
3. 1	水		生活環境委員会	付託案件審査 10時～
2	木		基地周辺対策特別委員会 議会改革特別委員会	10時～
3	金			
4	土			
5	日			
6	月			
7	火	本会議		・一般質問及び総括質疑 （予算特別委員会設置・付託） ・一般議案委員長報告（表決） ・陳情委員長報告（表決）
8	水	休 会		※市内中学校（大竹、小方、玖波）卒業式
9	木	予備日	予算特別委員会	正副委員長互選
10	金	休 会		
11	土			
12	日			
13	月		予算特別委員会	付託案件審査 10時～
14	火		予算特別委員会	付託案件審査 10時～
15	水		予算特別委員会	付託案件審査 10時～
16	木		予算特別委員会（予備日）	
17	金			※市内小学校（大竹、小方、玖波）卒業式
18	土			
19	日			
20	月			
21	火			（春分の日）
22	水			
23	木			
24	金	本会議		・予算議案委員長報告（表決） ・閉会

10時00分 開議

○議長（賀屋幸治） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、お知らせがございます。

新型コロナウイルス感染予防のため、50分を目安として休憩を入れ、本会議場の換気をいたしたいと思っております。御理解と御協力をお願いいたします。

定例会開会に当たり、市長から挨拶がございます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会が開会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

このたびの定例会では、さきの議員全員協議会におきまして概要を説明いたしましたように、令和5年度当初予算案を御提案させていただきたいと存じます。

令和5年度は、将来のまちの発展に資する継続事業にしっかりと取り組むとともに、新たな子育て支援施策を含む大竹市の魅力を一層高めるための事業、市民の皆様の安全に関わる緊急度の高い事業に重点的に取り組んでまいります。

先日は、周囲の皆様の悲願でございました、JR大竹駅の東西を結ぶ自由通路と橋上駅舎が完成し、利用が始まりました。計画から完成まで半世紀という長い年月がかかりましたが、過去から少しずつでも前向きに取り組んできた積み重ねがようやく形になりました。

世の中は、人口減少に加え、長引くコロナ禍や世界情勢に端を発した物価高、あるいは燃料費の高騰などにより大変厳しい状況が続いておりますが、今後もまちをよくするための施策の実施に当たっては多くの方々のお力添えをいただきながら、一步一步確実に進めてまいりたいと考えております。

それでは、御提案いたします議案についてでございますが、令和5年度当初予算案をはじめ、副市長の選任の同意について、教育委員会委員の任命の同意について、条例の制定及び一部改正について、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、指定管理者の指定について、市道路線の廃止及び認定について、一般会計などの補正予算案など、合わせて33案件でございます。これらの議案につきましては、後ほど詳しく御説明をさせていただきます。

議員の皆様におかれましては何とぞ慎重に御審議をいただき、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（賀屋幸治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、12番、児玉朋也議員、

13番、山崎年一議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期決定について

○議長（賀屋幸治） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月24日までの26日間といたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、会期は26日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

## 日程第3～日程第15〔一括上程〕

議案第 5号 令和5年度大竹市一般会計予算

議案第 6号 令和5年度大竹市国民健康保険特別会計予算

議案第 7号 令和5年度大竹市漁業集落排水特別会計予算

議案第 8号 令和5年度大竹市農業集落排水特別会計予算

議案第 9号 令和5年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算

議案第10号 令和5年度大竹市土地造成特別会計予算

議案第11号 令和5年度大竹市介護保険特別会計予算

議案第12号 令和5年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算

議案第13号 令和5年度大竹市水道事業会計予算

議案第14号 令和5年度大竹市工業用水道事業会計予算

議案第15号 令和5年度大竹市公共下水道事業会計予算

諮問第16号 副市長の選任の同意について

議案第17号 教育委員会委員の任命の同意について

○議長（賀屋幸治） 日程第3、議案第5号令和5年度大竹市一般会計予算から、日程第15、議案第17号教育委員会委員の任命の同意についてに至る13件を一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 令和5年度の当初予算案の上程に当たりまして、私の市政運営の基本的な考え方と、新年度の主な施策について説明させていただき、議員の皆様方並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

第1期大竹市まちづくり基本計画も残すところ2年となります。私はさまざまな場面で、よいまちの実現のためには、完成までに長い時間がかかる大きな事業であっても、30年、50年かけてもやり遂げることが大切であると申し上げてまいりました。

2月19日、これまで続けてきた一步一步の積み重ねが実を結び、市民の皆様にとって半世紀にもわたる願いであった、大竹駅の東西を結ぶ自由通路と橋上駅が供用開始されまし

た。何十年先であっても、どんなに困難なときがあったとしても、人の心と力を結集し、地道な積み重ねを続けていけば、必ずよいまち大竹を実現できると考えております。

令和5年度は、第1期まちづくり基本計画のまちづくりのテーマである「生涯おおたけ やっぱりおおたけ」の実現に向けて、将来のまちの発展に資する継続事業、新たな子育て支援施策を含む、市の魅力を一層高めるための事業、市民の皆様の安全に関わる緊急度の高い事業を中心に予算編成を行いました。

令和5年度当初の一般会計の歳入歳出予算規模は、159億418万2,000円でございます。継続して進めております大竹駅周辺整備事業や大竹小学校プール建設事業などの普通建設事業費の増加により、前年度比4.8%の増加となっております。

この予算規模の前提となる、歳入の見込みでございます。

市税収入は、前年度比1%の増加を見込んでおり、地方交付税や臨時財政対策債を加えた一般財源総額は、増加を見込んでおります。市債は、普通建設事業費の増加により、前年度比4.2%の増加となっております。

それでは、一般会計の主な事業につきまして、幾つかの事業を説明いたします。

まず、将来のまちの発展に資する継続事業としまして、大竹駅周辺整備事業や小方地区のまちづくり関連事業に取り組みます。

大竹駅周辺整備事業では、広島県の西の玄関口にふさわしい活力と魅力ある市街地をつくるため、引き続き東西広場の整備に取り組むほか、広場に隣接する市道の拡幅と無電柱化工事を進めてまいります。

小方地区のまちづくり関連事業では、JR小方新駅の設置に道筋をつけるため、新駅の設置検討に必要となる測量などを進めてまいります。また、周辺のにぎわいの創出のため、小方小・中学校跡地の活用検討や、新たに国道2号交差点の新設を検討するほか、晴海臨海公園の改良整備に取り組むなど、小方地区のまちづくり基本構想に沿ったまちづくりを推進してまいります。

次に、市の魅力を一層高めるための事業としまして、学校給食費支援事業、こども医療費助成事業、玖波地域交流施設整備事業に取り組みます。

学校給食費支援事業では、市立学校に在籍する児童・生徒の保護者が負担する学校給食費を全額免除することで、保護者の経済的負担を軽減します。

こども医療費助成事業では、令和5年10月から対象を18歳までに拡充し、安心して子育てができる環境づくりを推進してまいります。

玖波地域交流施設整備事業では、築50年を迎える玖波公民館を、周辺の公共施設の機能を統合した施設として新たに整備するため、整備方針を定める基本構想及び基本計画の策定を行います。

最後に、市民の皆様の安全に関わる緊急度の高い事業としまして、水槽付消防ポンプ自動車整備事業や浸水対策事業に取り組みます。

水槽付消防ポンプ自動車整備事業では、消防機能が向上する車両を整備し、消防力を強化します。

浸水対策事業では、大雨による浸水被害が発生している地区の排水対策を検討し、今後

の浸水被害の軽減を目指してまいります。

公営企業会計を除く特別会計は、7会計の合計で68億8,251万1,000円と、前年度比で1.2%の増となっております。

国民健康保険特別会計では、県全体で保健事業を推進する体制を整えていく中で、本市では、生活習慣病の早期発見・早期治療、重症化の予防を積極的に進めるため、引き続き特定健診や全てのがん検診、節目歯科健診を受診する方の自己負担額を無料にいたします。

介護保険特別会計では、大竹市第8期介護保険事業計画に基づき、介護保険サービス提供体制の充実を図っていくとともに、高齢者が住み慣れた地域で長く自立した日常生活を送れるよう、健康づくり事業や日常生活支援総合事業など、介護予防の取り組みを推進します。

最後に、地方公営企業法の適用を受けます水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計の3公営企業会計でございます。

水道事業会計につきましては、支出予定総額を9億5,010万4,000円と見込んでおります。主な事業内容といたしましては、防鹿水源地ろ過池の改良や配水管改良事業等を予定しているものでございます。

工業用水道事業会計でございますが、支出予定総額を8億8,646万2,000円と見込んでおります。主な事業内容といたしましては、防鹿水源地遠方監視装置の更新事業等を予定しているものでございます。

公共下水道事業会計でございますが、支出予定総額を21億9,873万8,000円と見込んでおります。主な事業内容といたしましては、小方ポンプ場雨水ポンプの機械電気設備改築更新事業等を予定しているものでございます。

冒頭にも申しましたが、どんなに大きな事業でも、30年、50年かけてでもやり遂げること、一步一步前進することが大切でございます。長引くコロナ禍や物価高騰など、行政運営に当たっては厳しい状況が続きますが、その中でも市民の皆様が夢や希望を持っていただけるよう、将来を見据えて、今やるべきこと、やれることに取り組んでまいります。

以上、令和5年度の当初予算案の概略の説明とさせていただきます

続きまして、議案第16号及び議案第17号につきまして、一括して説明を申し上げます。

初めに、議案第16号副市長の選任の同意について説明を申し上げます。

副市長であります太田勲男氏が3月31日をもって任期満了となりますが、種々検討をいたしました結果、同氏を引き続き副市長に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、市議会の同意を求めるとでございます。

次に、議案第17号教育委員会委員の任命の同意について説明を申し上げます。

御承知のように教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で教育長及び4人の委員をもって組織され、委員の任期は4年と定められております。

委員のうち、小出哲義氏が12月31日付で辞職されましたので、その後任として、市川洋氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、市議会の同意を求めるとでございます。

市川氏は、昭和55年3月に麻生学園福岡教員養成所を卒業された後、昭和55年4月に広



島県大竹市公立学校教諭に採用され、市内の公立小学校などでの勤務を経て、平成16年1月には大竹小学校教頭、平成20年4月には廿日市市立吉和小学校校長に就任され、平成26年4月に廿日市市立阿品台西小学校校長に就任された後、平成29年3月に定年退職されております。また、同年4月からは、廿日市市大野西市民センター所長を務められ、令和4年6月からは栄公民館に勤務されるなど、人格、識見共に優れ、教育行政に携わる者として申し分のない方であると考えまして、御提案を申し上げるものでございます。

なお、御同意いただければ、令和5年4月1日付で任命したいと考えております。

以上で、議案第16号及び議案第17号の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます

○議長（賀屋幸治） 議場におられます傍聴人の方をお願いをいたします。

議場内では帽子が着用できませんので、御協力よろしく申し上げます。ありがとうございます。

この際お諮りいたします。

ただいま議題となっております令和5年度各会計予算11件の議事につきましてはこの程度にとどめ、次の本会議に議事を継続したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、令和5年度各会計予算11件の議事は、次の本会議に継続することに決しました。続きまして、議案第16号及び議案第17号について、これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告を受けておりますので、発言を許可します。

15番、細川雅子議員。

○15番（細川雅子） 15番、細川でございます。

ちょっと議案としたら順番が逆になりますが、議案第17号教育委員会委員の任命の同意についてお尋ねいたします。

まず、教育委員会制度の意味について、文部科学省は3点挙げております。

1点目が、教育行政における中立性・安定性・継続性の確保をすること。2点目が、地域住民の多様な意向を反映すること。3点目が、生涯学習など教育行政の一体的な推進を進める、この3点を挙げております。大竹市教育委員会の人事においても、これらを担保するような人事である必要があるかと考えております。

そうすると、教育委員の構成員は、年齢、性別、政治的な中立性とか職業などバランスよく勘案し、多様な人材で構成されるべきだと思います。これらの点から考えて、今回の人事の御提案でございますが、教育委員4名おります。市長の御提案が実現すると、4名のうち、男女比は同率にはなりますが、年齢的には60歳以上の方が半数で、さらに職業というか、元職業といたらいいんでしょうか、そういう面でも、元教職員である方が2名となります。半分がそういう状態になるということでございます。

今回の人事について、提案者である市長はどのようにお考えになって提案されたのか、教育委員会、教育長とどのような意見交換をされてこのような提案になったのかを教えてください。お願いします。

○議長（賀屋幸治） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（柿本 剛） すみません、市としての考え方ということで、私のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項において、教育委員は、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものであること。また、同条第5項において、教育委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならない、というふうに規定をされております。

これらの規定を踏まえますと、教育委員は学校教育活動や社会教育活動に十分に理解があり、PTA活動や地域活動などの実績、さらには人格や地域性などを考慮した上で、総合的な判断の下、選任されるべきものというふうに考えております。通常、教育委員の選任に当たっては、教育委員会、それから、市長において事前協議の上、選任されるべきものというふうに考えております。

提案されております市川氏については、主に小学校の教諭、教頭、校長の経歴はお持ちであります。また、定年退職後は市民センターや公民館で勤務をしておられますので、社会教育活動や地域活動についても実践された経歴をしっかりと持ちであるということから、教育委員として適任であるというふうに認識をしているところでございます。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 細川議員。

○15番（細川雅子） ありがとうございます。

主に教育委員会の中では、社会教育の面での強みを発揮していただきたいという思いを聞くことができてよかったです。

ただ、年齢的にも職業的にも若干というか、半数が60歳を超えて、しかも元教員の方になってしまうといったらいいんでしょうか、なっていくということに、客観的にはそうなりますよね。その点について何か意見交換があったかどうか、今後のお考えをお聞かせください。

○議長（賀屋幸治） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（柿本 剛） 結果的に、学校教員経験者が2名ということになっております。

法的には年齢、性別、職業などに著しい偏りが生じないということで、配慮というふうな規定はありますけれども、その辺を踏まえまして市川氏に選任をいただければ、バランスが取れているというふうな、結果としてそういう形になっているというふうに思いまして、提案をさせていただいているというふうに考えております。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 続きまして、16番、寺岡公章議員。

○16番（寺岡公章） 私からは、議案第16号副市長の選任の同意について伺います。

このたびお名前が挙がっております太田勲男氏、これまで副市長を2期、8年お務めになり、市長の補佐役として数々の実績を残してこられました。このことは私が述べるまで

もなく、誰もが知るところだと思います。半面、3期以上となりましたら、50年以上前の狭戸尾秀夫初代助役以来となります。どのような効果が表れるか、なかなか想像の域を超えないところであります。

つきましては、連続3期の副市長、近年なかなか見ない任期でございますが、どのような活躍を期待してこのたび選任されるのか、お話をいただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（賀屋幸治） 市長。

○市長（入山欣郎） 行政経験のない私がこの職に就き、行政という難しさをしみじみと感じている中で、若いときから行政に携わり仕事をしてきておる今の副市長。幅広い人脈と今までの経験、その中で私が考えること、はっきりとそれ駄目ですとノーの言える副市長でございます。そういうことを期待し、私が進む道を正しくしてもらえる、そういう補佐役になっていただける、そのように期待をして人選をさせていただきました。どうか御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（賀屋幸治） いいですか。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

議案第16号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、議案第16号はこれに同意することに決しました。

続いて、議案第17号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、議案第17号はこれに同意することに決しました。

それでは、ただいま選任の同意をすることにすることに決しました方から御挨拶がございます。

大竹市副市長に引き続き就任されます、太田勲男氏でございます。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） ただいま、不肖私を引き続き副市長とする選任議案に御同意賜り、厚く御礼申し上げます。身に余る光栄に感謝の念でいっぱいでございます。

これまで副市長として入山市長を補佐し、よいまち大竹の実現に向けて力を尽くしてまいりました。そして、引き続きこれからも市民の皆様が、「生涯おおたけ、やっぱりおおたけ」と思ってくださいの幸せあふれるまちづくりに向けて頑張っていこうと、決意を新たにしているところでございます。

これまで共に歩んでくださった多くの方々に支えられ、積み重ねてきた信頼関係と行政経験は、今日の私の大きな財産となっております。もとより微力ではございますが、しっかりと前を向いて受け止め、学び、考え、世の中の流れを読むという基本姿勢で大竹市のために歩んでまいります。

皆様方には今後も変わらぬ御理解と温かい御支援をお願い申し上げ、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（賀屋幸治） 以上で、紹介を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第16～日程第22〔一括上程〕

議案第18号 大竹市子ども医療費助成条例の制定について

議案第20号 大竹市附属機関設置に関する条例の一部改正について

議案第23号 大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第24号 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第25号 大竹市認定子ども園設置条例の一部改正について

議案第26号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について

議案第37号 権利の放棄について

○議長（賀屋幸治） 日程第16、議案第18号大竹市子ども医療費助成条例の制定についてから、日程第22、議案第37号権利の放棄についてに至る7件を一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長兼福祉事務所長 三原尚美 登壇〕

○健康福祉部長兼福祉事務所長（三原尚美） 議案第18号、議案第20号、議案第23号から議案第26号、議案第37号の7議案につきまして、一括して説明いたします。

初めに、議案第18号大竹市子ども医療費助成条例の制定について、提案理由を説明いたします。

大竹市まちづくり基本構想に掲げる、未来にあふれる8つの幸せの1つである、子どもが健やかに育つ幸せの実現に向け、大竹市乳幼児等医療費支給条例の全部を改正し、新たに大竹市子ども医療費助成条例を制定しようとするものでございます。

全部改正後の制度は、本市に住民票がある全ての子供の医療を受けられる機会を均等に確保することで、子供の健やかな育成を図るものです。助成対象年齢の上限を満15歳から満18歳に引き上げておりますが、本人の一部負担金などに変更はございません。

本条例の施行日は、令和5年10月1日でございます。

なお、経過措置により、この条例の施行期日より前に受けた療養の給付等については、従前の例によることとしています。

続きまして、議案第20号大竹市附属機関設置に関する条例の一部改正について、提案理由を説明いたします。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、別表中、大竹市子ども・子育て会議の子ども・子育て支援法の引用条項を改めるものでございます。

条例の施行日は、令和5年4月1日でございます。

続きまして、議案第23号大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由を説明いたします。

民法等の一部を改正する法律が令和4年12月16日に施行され、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和5年4月1日に施行されます。

同法の制定に伴い、大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な改正内容は、3点ございます。

1点目は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の制定に伴い、安全計画の策定、職員に対する安全計画の周知、保護者に対する安全計画に基づく取り組み内容などの周知、定期的な安全計画の見直しなどの規定を追加するものです。

2点目も児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の制定に伴うもので、利用乳幼児の事業所外での活動などに自動車を運行する場合及び利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合における利用乳幼児の所在の確認についての規定を追加するものです。

3点目は、民法等の一部を改正する法律の制定に伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止の規定を削除するものです。

この条例の施行日は、令和5年4月1日ですが、第13条の改正規定は、公布の日から施行します。

なお、経過措置として、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合の乳幼児の所在の確認について、利用乳幼児の見落としを防止する装置を備えること及びこれを用いることに困難な事情があるときは、令和6年3月31日までは、利用乳幼児の見落としを防止する装置の設置に代わる措置を講じることで、利用乳幼児の所在の確認を行うべき規定を設けております。

続きまして、議案第24号大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関

する基準を定める条例の一部改正について、提案理由を説明いたします。

民法等の一部を改正する法律が令和4年12月16日に施行され、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が令和5年4月1日に施行されます。

同法の制定に伴い、大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な改正点は、2点ございます。

1点目は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、条文中の引用規定である子ども・子育て支援法第19条第1項第1号から第3号を、それぞれ第19条第1号から第3号に改めるものです。

2点目は、民法等の一部を改正する法律の制定に伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止の規定を削除するものです。

この条例の施行日は、令和5年4月1日ですが、第26条の改正規定は、公布の日から施行します。

続きまして、議案第25号大竹市認定こども園設置条例の一部改正について、提案理由を説明いたします。

本議案につきましても、さきの議案第20号と同じく、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、条文中の子ども・子育て支援法の引用条項を改めるものでございます。

条例の施行日は、令和5年4月1日でございます。

続きまして、議案第26号大竹市国民健康保険条例の一部改正について、提案理由を説明いたします。

本議案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、大竹市国民健康保険条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な改正点は3点ございます。

1点目は、出産育児一時金を8万円引き上げ、48万8,000円とするものです。これにより、産科医療保障制度の加算対象となる出産における支給総額は50万円となります。

2点目は、国民健康保険料の賦課限度額を2万円引き上げるものでございます。基礎分・後期高齢者支援金分・介護納付金分のうち、後期高齢者支援金分の賦課限度額を22万円とするもので、これにより、保険料の賦課限度額は104万円となります。

3点目は、国民健康保険料の応益割部分の軽減対象者のうち5割軽減と2割軽減対象者について、軽減算定に用いる被保険者数に乗じる額を、5割軽減では28万5,000円を29万円に、2割軽減では52万円を53万5,000円に引き上げるものでございます。

次に、附則についてです。第1条に施行期日を、第2条及び第3条に経過措置を定めています。

続きまして、議案第37号権利の放棄について、提案理由を説明いたします。

放棄するのは、平成29年5月に本市の国民健康保険の被保険者が、国道2号の小方1丁目の横断歩道を青信号で歩行中に、赤信号で進入した債務者が運転する自動車に衝突されたことに起因して、本市が給付した国民健康保険医療費に関する損害賠償請求権でござい

ます。この保険給付は、給付事由が債務者の行為によって生じたものであるため、被保険者が債務者に対して有する損害賠償請求権を代位取得したものです。

このたび、債務者の死亡及び債務に関する相続人がいなくなったことを受け、令和2年7月28日に確定した広島地方裁判所の判決に基づく債務者に対する本市の損害賠償請求権を放棄するに当たり、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、市議会の議決を求めるところでございます。

なお、債務者は議案書に記載している方でございます。

権利放棄する金額は、299万4,422円、及びこれに対する平成30年4月19日から支払済みまでの年5分の割合による金員となります。

以上で、議案第18号、議案第20号、議案第23号から議案第26号、議案第37号の7議案の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます

○議長（賀屋幸治） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

日域議員。

○14番（日域 究） 何でだったか忘れちゃったけど、民法の変更があったんですね。それで懲戒の濫用を禁止するものを廃止するっていう言い方には筋が通らないところがあるんですけども、これ部長とはちょっと話をしたんですけども、もうちょっと日本語を分かりやすくしてほしいんです。懲戒権限があってそれを濫用したら困るから、そういうのがあるんですけども、その規定を削除するっていうことなんですね。

ちょっと日本語の脈絡として通りにくいところがあるので、こういう公式の場で分かるようにお話させていただきたいと思います。お願いします。

○議長（賀屋幸治） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（三原尚美） 大変失礼いたしました。

民法の改正に伴うということで、まず、民法改正について触れます。

もともと民法の第822条に、親権を行う者は、監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができるという規定がございました。これができるということがありますので、何かしら問題になったとき、虐待のときとかよくあるんですが、親御さんがしつげなんですという言い方をよくされているのをテレビなんかで聞かれることもあると思うんですが、これが民法の監護及び教育に必要な範囲で懲戒の濫用をしているという言い方になります。

なので、民法がこの条文を削除しました。民法が削除したので、これにつられて関係条文を全て削除していったということです。その代わり民法では追加規定がございます。監護、教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達に程度に配慮しなければならない、かつ体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。今度のはしてはならないという規定に変わっております。してはならないと民法で定められておりますので、この部分については条文を追加をしていないということになります。

今回、いろいろな条文にここが出てくるんですが、家庭的保育事業とかそういったとこ

ろ、親権を持っている、里親とかそういったことになりましたが、そういったところであるとか教育上に理由をつけて懲戒をしてはならないということで、濫用の規定の削除という形になっております。大変分かりにくい説明だったと思います。失礼いたしました。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（賀屋幸治） 日域議員。

○14番（日域 究） 法律もそれぞれ意味があって条文があるわけですね。だから、確かにマイナスの効果があったら困るからそこは削除はいいんですけども、それでは、つけていいですか、一定のいい意味で型にはめるときに、壁は要りますからね。そこが今の新たに加わった部分なのかもしれませんけれども、私もよくは知りませんが、また委員会でもよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（賀屋幸治） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第18号から議案第37号に至る7件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第23～日程第27〔一括上程〕

議案第19号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第21号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第22号 大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第28号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第31号 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について

○議長（賀屋幸治） 日程第23、議案第19号地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから、日程第27、議案第31号大竹市マロンの里の指定管理者の指定についてに至る5件を一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 佐伯和規 登壇〕

○総務部長（佐伯和規） 議案第19号、議案第21号、議案第22号、議案第28号及び議案第31号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第19号地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、国家公務員法等の一部を改正する法律及び地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、関係条例を整理しようとするものでございます。



この改正により、職員の定年を段階的に65歳に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、60歳以後の職員に係る給与に関する特例を設けるなどの所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容ですが、第1条の職員の定年等に関する条例の一部改正は、職員の定年年齢を段階的に65歳に引き上げること、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制に関する改正を行うものでございます。

第2条の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正は、職員が60歳に達した日の後の最初の4月1日以後の給料の月額を7割水準とすること及び定年前再任用短時間勤務職員の給与に関する改正を行うものでございます。

第3条の職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正は、役職定年による降任を、この条例の適用除外とする改正を行うものでございます。

第4条の職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正は、給料の7割措置の制度導入に伴い、減給処分の規定に関する改正を行うものでございます。

第5条の大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正から第9条の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正は、法改正による引用条文の改正及び字句の修正などの改正を行うものでございます。

第10条は、法改正に伴い、職員の再任用に関する条例を廃止するものでございます。

最後に、附則ですが、第1条は、条例の施行期日を、附則第2条から第17条までは、制度改正に伴い必要な経過措置を定めたものでございます。附則第18条は、規則への委任規定でございます。

続きまして、議案第21号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例では、別表に定めるもの以外の特別職の職員に対する報酬の額は、勤務1日につき7,200円を超えない範囲内と定められています。

本条例は、これまでこの規定により報酬額を日額7,200円としていた予防接種健康被害調査委員会委員及び社会福祉法人指導監査員について、他市の状況などを勘案し、新たに別表により報酬額を定めようとするものでございます。

最初に、予防接種健康被害調査委員会委員でございますが、本委員は、市長の諮問に応じ、予防接種に起因した健康被害に関する事項を調査する委員でございます。委員は、医師等としており、業務内容及び委員会の権限等が類似している介護認定審査会委員及び障害支援区分認定審査会委員と同額にしようとするものでございます。

次に、社会福祉法人指導監査員でございますが、社会福祉法人に対する指導監査は、社会福祉法の規定に基づき、法人の自主性及び自立性を尊重し、法令または通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことにより、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るものとされています。また、事務所その他の施設への立ち入りや検査は、所轄庁である本市職員が行うことになっていることから、公認会計士及び社会保険労務士を市の非常勤特別職として委嘱するため、県や他市町の状況

を参考に、報酬額を定めようとするものでございます。

続きまして、議案第22号大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、一般職の職員の勤勉手当の見直しにより、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定率を参考に見直しを行うものでございます。

また、併せて地方公務員法の改正により生じた条項及び字句の修正を行うものでございます。

続きまして、議案第28号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、学校や医療機関などへの距離が遠く、交通条件や自然的条件などに恵まれない山間地、離島などの地域において、市町村が公共的施設を整備するに当たって定める総合的な整備に関する財政上の計画でございます。

この総合整備計画に基づいて実施する公共的施設の整備に必要な経費については、同法の規定により、地方債をもって財源とすることができるなど、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の是正を図ることを目的に、財政上の特別措置が講じられています。

阿多田地区と小方地区を結ぶ定期航路の運航を担うフェリーの整備のために、令和2年度に本計画を作成していますが、かき養殖業者の共同利用施設であるかき殻一時堆積場の網が経年劣化により損傷しているため、網の取り換え修繕及びかき殻の流出防止の対応工事を行う必要があること、また、島内で火災が発生した場合、本土から人員及び消防資機材を整えた上で現場に到着するまでには1時間以上かかるため、初期消火活動において地元消防団である第8分団が重要な役割を担っていますが、同分団に配備している消防ポンプ積載車1台について、老朽化のため更新整備する必要が生じていることから、その財源として地方債の活用を考慮しており、本計画に公共的施設としてこの2施設を追加する変更を行うものでございます。

つきましては、本計画の変更に当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項により準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第31号大竹市マロンの里の指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

大竹市マロンの里については、平成18年度から佐伯中央農業協同組合を指定管理者として、本施設の設置目的でもある農村と都市の交流を促すため、地域製品の販売促進及び各種イベント等により、地域の振興と活性化に取り組んでまいりました。

このたび、令和5年3月末をもって指定期間が満了となることに伴い、これまで指定管理者として適切な管理・運営を行ってまいりました佐伯中央農業協同組合を、引き続き指定管理者として指定しようとするものでございます。

なお、佐伯中央農業協共同組合を含む県内の9つの農業協同組合は、令和5年4月1日に合併する旨の契約書を、令和4年2月8日付で締結しています。本契約に基づき合併が成立し、新たに設立される法人の登記が完了したときは、当該法人であるひろしま農業協同組合に、指定管理者としての地位を承継させることといたします。

指定期間につきましては、合併後の新組合であるひろしま農業協同組合における今後の方針が現時点で明確に定まっていないことから、令和6年3月31日までの1年間とするものでございます。

以上で、議案第19号、議案第21号、議案第22号、議案第28号及び議案第31号の提案説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第19号から議案第31号に至る5件は、総務文教委員会に付託をいたします。

会議の途中ではございますが、議場の換気のため暫時休憩いたします。

なお、再開は11時10分を予定をいたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

11時00分 休憩

11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（賀屋幸治） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第28 議案第27号 大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（賀屋幸治） 日程第28、議案第27号大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由説明を求めます。

教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） 議案第27号大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の提案理由の御説明を申し上げます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、国の基準に合わせて、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の主な内容といたしまして4点ございます。

1点目は、本条例第6条の2におきまして、児童の安全の確保に関する計画を策定し、職員に対し周知するとともに、必要な研修・訓練を定期的実施すること、及び保護者に対し周知すること並びに計画の定期的な見直しを行うことを義務付ける規定を新設するも

のでございます。

2点目は、第6条の3におきまして、児童の施設外での活動等のために自動車を運行するときは、点呼等による児童の所在確認を行うことを義務付ける規定を新設するものでございます。

3点目は、第12条の2におきまして、感染症や非常災害の発生時における業務継続を図るための計画を策定し、職員に対し周知するとともに、必要な研修・訓練を定期的を実施すること及び計画の定期的な見直しを行うことを努力義務とする規定を新設するものでございます。

4点目は、第13条第2項におきまして、感染症または食中毒の予防及びまん延防止のための必要な措置を講ずる努力義務があるものの、講ずるべき措置の内容が具体的に規定されていないことから、職員に対する研修・訓練を実施することを努力義務とする規定を加えるものでございます。

次に、附則でございますが、第1項につきましては、この条例の施行期日を令和5年4月1日としたものでございます。

第2項につきましては、第6条の2について、令和6年3月31日までは安全計画の策定等を努力義務とする経過措置を規定するものでございます。

以上、議案第27号の説明を終わります。よろしく御審議を賜り御承認くださいますようお願いを申し上げます

○議長（賀屋幸治） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第27号は総務文教委員会に付託をいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第29～日程第30〔一括上程〕

議案第29号 大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について

議案第30号 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について

○議長（賀屋幸治） 日程第29、議案第29号大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について及び、日程第30、議案第30号大竹市地区集会所の指定管理者の指定についてを一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 中村一誠 登壇〕

○市民生活部長（中村一誠） 議案第29号及び議案第30号につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第29号大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

コミュニティサロンは、平成18年度の指定管理者制度導入以来17年間、指定管理制度による管理運営を行っていますが、令和5年3月31日をもって各コミュニティサロンの指定期間が満了するため、令和5年4月1日以降の各コミュニティサロンの指定管理者を指定するものでございます。

現在、コミュニティサロン元町の指定管理者には、公益社団法人大竹市シルバー人材センターを、コミュニティサロン栄町には、小島地区自治会連合会を、コミュニティサロン玖波には、コミュニティサロン玖波管理運営委員会を、それぞれ指定をしております。各指定管理者は、これまでも市民が気軽に交流できる場となるようさまざまな創意工夫を行い、施設の利用促進を図ってきております。

指定期間満了後の指定管理でございますが、コミュニティサロン元町及びコミュニティサロン栄町につきましては、現在の団体が継続して管理する意向を示されました。市としましても、施設の設置目的及び運営状況から現在の団体が引き続き施設を管理運営することが最適と考え、コミュニティサロン元町の指定管理者には、公益社団法人大竹市シルバー人材センターを、コミュニティサロン栄町には、小島地区自治会連合会を、それぞれ指定することについて議会の議決を求めるものでございます。

なお、コミュニティサロン元町及びコミュニティサロン栄町の指定期間は、大竹市コミュニティサロン設置及び管理条例に定める上限の3年としております。

次に、コミュニティサロン玖波でございますが、令和5年4月1日以降の指定管理者の指定に当たり、現在、指定管理を行っている団体に指定管理の意向を確認いたしましたが、継続するための安定した体制づくりが困難となったことから、指定管理を辞退するとの意向が示されました。

また、昨年12月15日の議員全員協議会でも説明をいたしましたが、現在の玖波公民館を新たに（仮称）地域交流センターとして移転整備し、コミュニティサロン玖波の機能を同センターに統合する方向で検討が進められています。このため、近い将来、コミュニティサロン玖波の機能は、（仮称）地域交流センターに統合され、統合後のコミュニティサロン玖波は別の活用用途を検討することとなります。

こうした状況を踏まえ、新たな指定管理者を選定するに当たり、適切な管理運営に向けた検討の結果、市内の同様のコミュニティサロンを管理運営している実績から、公益社団法人大竹市シルバー人材センターを指定管理者として指定することが適切と考え、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定期間は、（仮称）地域交流センターとの機能統合など、今後の検討段階に柔軟に対応できるよう、大竹市コミュニティサロン設置及び管理条例に定める上限内の1年としております。

続きまして、議案第30号大竹市地区集会所の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

小栗林の集会所は、平成10年に整備され、小栗林自治会が無償で管理を行っていましたが、平成18年度からは指定管理者として引き続き無償で管理を行っております。令和5年3月31日で5年間の指定期間が満了いたしますので、市としましても、施設の設置経緯や

集会所の本来の目的からも、引き続き小栗林自治会が指定管理者として最適と考え、指定の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第29号及び議案第30号の2議案の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます

○議長（賀屋幸治） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第29号及び議案第30号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第31 議案第32号 市道路線の廃止及び認定について

○議長（賀屋幸治） 日程第31、議案第32号市道路線の廃止及び認定ついてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

建設部長。

〔建設部長 山本茂広 登壇〕

○建設部長（山本茂広） 議案第32号市道路線の廃止及び認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

最初に、阿多田1号線は、現在の阿多田農道1号線を市道として管理することに伴い、経過地及び終点の変更を行うものでございます。このため、現在の路線を廃止し新たに路線認定しようとするものでございます。

道路の延長ですが、約4,548.5メートル、幅員は約2メートルから15.2メートルの幅となります。

次に、阿多田2号線及び阿多田3号線は、それぞれ、阿多田農道2号線、阿多田農道3号線を市道として管理することに伴い、新たに路線認定しようとするものでございます。

阿多田2号線の延長は、約1,333メートル、幅員は、約3メートルから7メートルとなります。阿多田3号線の延長は、約186メートル、幅員は、約3.5メートルから7.5メートルとなります。

以上、議案第32号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第32号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第32 議案第33号 令和4年度大竹市一般会計補正予算(第9号)

○議長(賀屋幸治) 日程第32、議案第33号令和4年度大竹市一般会計補正予算(第9号)を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

[副市長 太田勲男 登壇]

○副市長(太田勲男) 議案第33号令和4年度大竹市一般会計補正予算(第9号)につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、令和4年度国の補正予算に計上された交付金等を財源とした事業費の追加のほか、事業の執行見込みにより、特に必要となった予算の過不足を整理するものが主な内容でございます。

金額といたしましては、歳入歳出にそれぞれ1億2,112万円を追加し、予算総額を169億5,527万9,000円にするとともに、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を予定しているものでございます。

では、内容を順に説明させていただきます。説明の都合により、80ページの歳出から御説明いたします。

第2款総務費は、2億449万8,000円を増額するものでございます。

主な内容といたしましては、地方創生事業基金積立金を1億6,006万6,000円、国・県支出金の前年度精算金として、国庫補助金等返還金を5,282万8,000円計上するほか、各種選挙事務費について執行見込みに合わせて減額するものでございます。

第3款民生費は、1億275万5,000円を減額するものでございます。

内容といたしましては、障害者等自立支援給付事業、障害者等地域生活支援事業、介護施設整備等補助事業及び施設型給付事業について、執行見込みに合わせて減額するものでございます。

第4款衛生費は、1,100万円を減額するものでございます。

内容といたしましては、予防接種推進事業について、執行見込みに合わせて減額するものでございます。

第6款農林水産業費は、100万円を減額するものでございます。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により延期となったおおたけカキ水産まつりに要する経費を減額するものでございます。

第8款土木費は、2,877万3,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、国の補正予算に計上された交付金等を財源として、橋りょう長寿命化事業に要する経費を1,100万円、大竹駅周辺整備事業に要する経費を2,254万円計上するほか、空母艦載機交付金事業について、執行見込みに合わせて減額するものでございます。

第10款教育費は、260万4,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、来年度以降の学校給食費支援事業を、空母艦載機交付金事業として実施するための経費として、基金積立金を計上するものでございます。

以上が歳出予算の概要でございます。

次に、78ページからの歳入予算について御説明いたします。

第1款市税は、固定資産税の増が見込まれるため、4,000万円を増額するものでございます。

第7款地方消費税交付金は、広島県からの交付見込額の通知に基づき、6,839万9,000円を増額するものでございます。

第10款地方交付税は、国の補正予算に伴う追加交付決定があったため、普通交付税を5,833万4,000円増額するものでございます。

第12款分担金及び負担金は、歳出予算の事業の執行見込みにあわせて288万2,000円を減額するものでございます。

第14款国庫支出金は、1,660万6,000円を減額するものでございます。

内容といたしましては、国の補正予算に計上された道路メンテナンス事業国庫補助金を605万円、社会資本整備総合交付金を1,239万7,000円計上するほか、歳出予算の事業の執行見込みにあわせて3,505万3,000円を減額するものでございます。

第15款県支出金は、歳出予算の事業の執行見込みにあわせて4,752万5,000円を減額するものでございます。

第21款市債は、歳出予算の事業の執行見込みにあわせて整理するものでございます。

72ページの第2表繰越明許費の補正は、諸般の事情により年度内事業完了の見込みが立たず、繰越措置をお願いするものでございます。

73ページの第3表債務負担行為の補正は、今後の業務に備えるため、契約などを事前に実施する必要があるものなどについて、債務負担行為の追加及び変更をするものでございます。

75ページの第4表地方債の補正は、このたびの補正予算において整理しております地方債について変更をするものでございます。

以上で、議案第33号の提案説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第33号は総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第33～日程第35〔一括上程〕

議案第34号 令和4年度大竹市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第35号 令和4年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

議案第36号 令和4年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（賀屋幸治） 日程第33、議案第34号令和4年度大竹市水道事業会計補正予算（第2

号) から、日程第35、議案第36号令和4年度大竹市公共下水道事業会計補正予算(第2号)に至る3件を一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

[上下水道局長 古賀正則 登壇]

○上下水道局長(古賀正則) それでは、議案第34号、議案第35号及び議案第36号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第34号令和4年度大竹市水道事業会計補正予算(第2号)及び議案第35号令和4年度大竹市工業用水道事業会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、収益的支出の委託料の増額を行うものでございます。

本市の水道事業及び工業用水道事業では、防鹿水源地の維持管理業務を委託しています。委託料には、施設の運転に係る電気料が含まれますが、昨今の電気代の高騰により、委託料が当初のものよりも増額する見込みであるため、営業費用中、水道事業においては原水及び浄水費の委託料を1,020万円増額し、総額を5億7,622万6,000円に、工業用水道事業においては原水及び送水費の委託料を1,000万円増額し、総額を4億5,166万5,000円にするものでございます。

続きまして、議案第36号令和4年度大竹市公共下水道事業会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、事業の進捗状況の変化に伴う資本的収入、支出の減額と、継続費及び債務負担行為の補正を行うものです。

小方排水区雨水管渠整備工事は、令和3年度から令和4年度にかけて継続費を設定していましたが、本工事に関連する国の岩国大竹道路事業が当初の見込みより遅延しているため、本事業の進捗も遅れているものです。このことにより、事業期間を令和5年度まで延長するとともに、一部予定していた事業量を減らして工事を完了しようとするものでございます。

大竹下水処理場2系散気装置等改築更新工事については、令和4年度から令和5年度にかけて継続費を設定していましたが、令和4年度に要望していた国の交付金が満額交付決定されなかったことなどから本年度の事業実施を見送っていましたが、このたび国の補正予算において交付金の内定を受けたため、事業期間を令和6年度まで延長し、事業に着手するものでございます。また、事業の実施に際し再度積算を行い、昨今の物価高騰に伴う不足見込み分を増額するものです。

小方ポンプ場汚水沈砂池機械電気設備改築更新工事及び小方ポンプ場雨水ポンプ(No.1)機械電気設備改築更新工事については、現在、施工中ですが、更新する設備に係る通信・監視設備にも老朽化による不具合が見つかったため、本工事にあわせて、これらの更新工事を行うものでございます。

これらの継続費の補正を行うことにより、資本的支出の建設改良費について、今年度の不要見込み分1億9,525万4,000円を減額し、資本的支出の総額を10億8,059万2,000円とするとともに、事業の財源である企業債を9,800万円、補助金を9,713万7,000円、あわせて

減額するものでございます。

また、玖波雨水排水ポンプ場の事業計画変更業務について、関係する県道路事業との計画協議に時間を要する見込みであることから、債務負担行為の期間を令和6年度まで延長しようとするものでございます。

以上で、議案第34号、議案第35号及び議案第36号の提案説明を終わります。よろしく審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます

○議長（賀屋幸治） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第34号から議案第36号に至る3件は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第36 令和5年陳情第1号 事業系ごみ処理に係る陳情

○議長（賀屋幸治） 日程第36、令和5年陳情第1号事業系ごみ処理に係る陳情を議題といたします。

陳情の要旨の朗読を省略いたします。

令和5年陳情第1号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第37 令和5年陳情第2号 フェリー無料乗船券と居住地周辺市道舗装について

○議長（賀屋幸治） 日程第37、令和5年陳情第2号フェリー無料乗船券と居住地周辺市道舗装についてを議題といたします。

陳情の要旨の朗読を省略いたします。

令和5年陳情第2号は生活環境委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、2月28日から3月6日までの7日間、休会いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、2月28日から3月6日までの7日間、休会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知申し上げます。

本日13時から総務文教委員会を、3月1日午前10時から生活環境委員会を、その終了後、生活環境委員協議会を、3月2日午前10時から基地周辺対策特別委員会を、その終了後、議会改革特別委員会を、その終了後、広報広聴特別委員会をそれぞれ第1委員会室で開会する旨、各委員長から通知を受けております。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知は行いません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

3月7日は、午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による通知は行いません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

11時38分 散会

(5. 2. 27)

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年2月27日

大竹市議会議長 賀 屋 幸 治

大竹市議会議員 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 山 崎 年 一